

居宅介護支援重要事項説明書

<令和7年6月1日現在>

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-793-4126

祝日を含む月曜日～金曜日 9時00分～18時00分

担当 事業所管理者 牛窪 敏博

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 居宅介護支援 フローラ岩槻仲町の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援 フローラ岩槻仲町
法人名	株式会社関東メディカル・ケア
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区仲町一丁目9番7号
介護保険指定番号 その他のサービス	居宅介護支援 (さいたま市 1176513321号)
サービスを提供する地域	さいたま市岩槻区、さいたま市見沼区、さいたま市緑区、春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町、伊奈町、上尾市、杉戸町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的

株式会社関東メディカル・ケアが開設する指定居宅介護支援事業所「居宅介護支援フローラ岩槻仲町」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(3) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	介護支援専門員	1名		1名	介護計画の作成及び付随する業務・介護保険請求事務・認定調査の実施 管理業務
介護支援専門員	介護支援専門員	2名		2名	介護計画の作成及び付随する業務・介護保険請求事務・認定調査の実施
合計		3名		3名	

(4) 営業日

月曜日～金曜日、祝日 ※土、日曜、および1月1日～1月3日はお休みです。

(5) 営業時間

月曜日～金曜日、祝日	9時00分～18時00分
------------	--------------

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1	申請	申請窓口は市町村の介護保険担当課です。 申請は本人以外に家族でも出来ます。
2	介護認定調査	市町村の職員などの調査員から、心身状態について聞き取り調査を受けて頂きます。
3	要介護（要支援）認定	保険・医療・福祉のさいたま市役所の専門家が審査し判定致します。
4	介護サービス計画の作成	本人、家族の要望を聞き、サービス内容や費用について助言致します。
5	サービス利用	サービス事業者と契約を結び、介護サービス計画に沿ってサービスをご利用頂けます。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日お客様のお住まいの市区町村窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(要介護1・2)： 12,000円 (要介護3～5)： 15,592円

加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき	3,315円
入院時情報連携加算Ⅰ 1ヶ月につき	2,763円
入院時情報連携加算Ⅱ 1ヶ月につき	2,210円
退院退所加算Ⅰ 1 入院または入所期間中1回を限度に	4,973円
退院退所加算Ⅰ 2 入院または入所期間中1回を限度に	6,630円
退院退所加算Ⅱ 1 入院または入所期間中1回を限度に	6,630円
退院退所加算Ⅱ 2 入院または入所期間中1回を限度に	8,288円
退院退所加算Ⅲ 入院または入所期間中1回を限度に	9,945円
通院時情報連携加算 1ヶ月につき	552円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

○事業の実施地域を越えた地点から、片道10km未満	600円
○事業の実施地域を越えた地点から、片道10km以上15km未満	800円
○事業の実施地域を越えた地点から、片道15km以上	1000円

(3) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社居宅介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客さまが介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要介護認定区分が、要支援または自立と認定された場合
- ・お客さまがお亡くなりになった場合

④その他

お客さまやご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ①自立した生活へのサポート
- ②身体的だけではなく精神的にもサポートする
- ③状態悪化の防止、予防に役立つようにサービスを提供する
- ④利用者、家族の立場に立ったサービスの提供
- ⑤守秘義務の厳守

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	—	変更を希望される方は他の事業所をご紹介いたします。
調査（課題把握）の方法	—	全社協方式による
介護支援専門員への研修の実施	有	年6回 研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	無	前記4の（3）参照

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. サービス内容に関する苦情

①当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 管理者 牛窪 敏博

電話 048-793-4126

当社以外に、区市町村及び国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

さいたま市 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 電話 048-829-1259

さいたま市 岩槻区役所 高齢介護課 電話 048-790-0169

春日部市 介護保険課 電話 048-796-8275

蓮田市 長寿支援課 電話 048-768-3111

埼玉県 東部中央福祉事務所 電話 048-737-2132

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

(苦情相談専用)

9. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

10. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社関東メディカル・ケア
代表者役職・氏名	代表取締役 増田 百代
本部所在地・電話番号	〒339-0054 埼玉県さいたま市岩槻区仲町一丁目9番7号 電話 048-756-4488
定款の目的に定めた事業	1. 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業 2. 介護保険法に基づく通所介護事業 3. 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業 4. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 5. 前号各号に附帯する一切の業務 等
施設・拠点等	認知症対応型共同生活介護 9ヶ所 通所介護 4ヶ所 短期入所生活介護 4ヵ所 特定施設入居者生活介護 3ヶ所 居宅介護支援事業所 2ヶ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地 名 称	埼玉県さいたま市岩槻区仲町一丁目9番7号 株式会社関東メディカル・ケア 代表取締役 増田 百代 印
説明者	所 属 氏 名	居宅介護支援 フローラ岩槻仲町 印

私は、本契約の締結にあたり本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所 氏名 印
家族代表者（代理人）	住所 氏名 印
(続柄)	